

日本ペンテコステ親交会 規約

1. 名称

日本ペンテコステ親交会 Japan Pentecostal Fellowship (JPF)

2. 目的

- (イ) ペンテコステ信仰に立つ諸教会間の交わりを深め、その輪を広げる。
- (ロ) 牧会者の資質向上と教会成長を願い、教役者大会を開催する。
(以下、大会という) 尚、大会の名称は「JPF カンファレンス」とする。
- (ハ) 日本のリバイバルの導火線となり、世界宣教を拡大推進する。

3. 常置委員会（以下、委員会という）

- (イ) 委員は互選とし、原則 21 名とする。また、その構成は北海道 1 名、東北 1 名、関東 4 名、中部 4 名、北陸 1 名、関西（中国・四国を含む）5 名、九州・沖縄 5 名とする。
- (ロ) 委員会は委員長、書記、会計（以下三役という）を選出する。
- (ハ) 日本ペンテコステ親交会 (JPF) 事務所は、知多半島中央キリスト教会（向井嗣業牧師）に置く。また、本部会計口座を事務所に置く。

(二) 委員会の成立

委員会は委員長が招集し、定数の 3 分の 2 以上の委員が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、委員会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ可否の意思表示をしたものは出席とみなす。

(ホ) 委員会の議決

- (a) 委員会の議事は出席委員の過半数で決する。
- (b) 前項に拘らず急を要する場合は、予めその旨委員長が全委員に連絡して賛否を問い合わせ、全委員の 3 分の 2 以上の同意を得て変更できる。
- (c) 委員会決定を止むを得ず変更する場合は、予めその旨委員長が全委員に連絡して賛否を問い合わせ、全員の 3 分の 2 以上の同意を得て変更できる。

(ヘ) 委員の選任、及び、解任

- (a) 委員は大会に理由なく 2 回連続して参加しなかった場合、その資格を失うことがある。
- (b) 教理面、及び、道徳的に問題のある行動がある委員がいる場合、全委員の 3 分の 2 以上の同意を得て解任できる。

- (c) 本人の希望により委員会から退任することができる。
- (d) 満 70 歳をもって定年とする。

4. 委員会の職務

- (イ) ペンテコステ親交会の運営
- (ロ) 三役の選出
 - (a) 委員長、書記、会計の順でそれぞれ投票し、出席数の過半数の賛成をもって選出する。但し、一度の投票で選出できない場合には上位 2~3 名を候補者として過半数を得るまで再投票する。
 - (b) 三役の任期は 2 年として、連続 2 期までとする。
- (ハ) 大会の実行委員長、及び、事務局長の任命
 - (a) 実行委員長、事務局長は常置委員から選出する。
- (ニ) 大会の日程、及び、講師の決定
- (ホ) 大会のプログラム案、及び、予算案の承認
- (ヘ) 大会実行委員会よりの申出事項の検討
- (ト) 日本ペンテコステ親交会顧問、日本ペンテコステ親交会地区協力員よりの申出事項の検討

5. 三役の職務

- (イ) 委員長—委員会の招集、議長を務める。また、大会講師の招請と連絡、大会での代表として奉仕する。
- (ロ) 書記—委員会議事録の記録と通知、大会で奉仕する。
- (ハ) 会計—委員会の会計の管理と報告をする。
- (ニ) その他、緊急事項の検討と処理をする。

6. 大会実行委員会

- (イ) 実行委員長
 - (a) 実行委員会の招集
 - (b) 大会案内状の挨拶文の作成
- (ロ) 大会の準備
 - (a) 実行委員会の組織化
 - (b) 会場の決定
 - (c) プログラム、予算等の立案、委員会への提出
 - (d) 大会での書籍、及び、録音物販売者の選択と監督
- (ハ) 大会の事務処理、及び、進行
- (ニ) 大会終了後の委員会への資料の提出

7. 日本ペンテコステ親交会顧問

- (イ) この親交会に顧問を置く。顧問は委員会によって推薦された、委員経験者をもって構成される。
- (ロ) 役割－大会中の委員会、及び、講師を囲む会食に出席する。但し、会議での議決権は有しない。

8. 日本ペンテコステ親交会地区協力委員

- (イ) この親交会に地区協力委員を置く。協力委員は委員会によって推薦、承認された者をもって構成される。
- (ロ) 大会中に協力委員会を開催し、三役の依頼した委員の出席のもとに建設的な意見交換の時を持つ。
- (ハ) 任期は2年として、再任を妨げない。
- (二) メンバーは下記の地域の協力委員をもって構成する。
北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、中国、四国、九州・沖縄

【設立年月日 1976年 2月4日】